

- ・AMECA (Automotive Manufacturers Equipment Compliance Agency, Inc) 登録
AMECAはアメリカの自動車部品の登録機関で、アメリカの自動車で使用される自動車部品は、アメリカの安全規格規則に求められる基準を合格しなければならず、該当する試験に合格した材料はAMECAへ申請することで登録され、AMECAのリストに掲載される。

D J Kでは、自動車・バイクのランプ用材料と風防用材料のAMECA登録をサポートしています。

ランプ用材料の場合

材料
メーカー様

AMECAに自動車用ブレーキランプの
アクリル樹脂を登録したい。



まずは三年暴露試験(SAE J576)
を行う必要があります。

DJK



- ・AMECAが信認したアメリカの試験所で行います。
(アリゾナとフロリダで天然暴露試験が行われます)
- ・主に暴露前と暴露後の色座標、光線透過率、曇り度、外観を比較して評価します。(FMVSS 108に基づく)
※試験所によっては、1年目、2年目にも評価を行うため、その時点で結果が悪い場合は中止することが可能です。
- ・準備するのは、100mm角(もしくは円盤)の試験片で、1.6mm、2.4mm、3.2mm、6.4mmの4つの厚みを揃えます。

材料
メーカー様

試験の評価が終わった後は
どうなりますか？

評価が良好であれば、
その後はAMECAに試験結果を提出して
登録してもらいます。

DJK

- ・登録された材料はAMECAのリストに掲載され、Webからでも確認可能です。
- ・一度登録をすると更新の必要はありませんが、毎年維持費用が発生します。登録した材料の数に応じた費用をAMECAに支払う必要があります。

風防用材料の場合

材料
メーカー様

AMECAにオートバイの風防用材料を
登録したい。



風防用材料の場合、
ANSI Z26.1に基づいた様々な試験を
行う必要があります。

DJK

- ・使用目的によってAS番号が分類され、AS番号によって求められる試験内容が異なります。
例えばオートバイの風防(視認を必要とする)の場合、AS6と分類され、透光性、キセノン暴露、耐薬品性、たわみ性、燃焼性といった項目の試験に合格する必要があります。
- ・AMECAが信認した試験所で行います。
※日本国内にも試験所があります。

材料
メーカー様

試験結果が出た後はAMECAに
提出すれば終わりですか？

初めての申請の場合は、AMECAへの
申請前にDOT番号を取得する必要が
あります。

DJK

- ・AMECAへ登録するにあたり、DOT (Department Of Transportation: アメリカ運輸省)が企業に対して発行する番号が必要となります。
- ・DOT番号を取得するにはアメリカ国内の代理店を通じて、NHTSA (National Highway Traffic Safety Administration: アメリカ運輸省道路交通安全局)へ申請します。

試験結果とDOT番号が揃えば、
AMECAへ申請をして登録することが
できます。

DJK

- ・登録された材料はAMECAより認定書が発行され、リストにも掲載されます。
- ・AMECAでの登録期間は3年です。
登録してから3年が経過する前に、材料メーカーは再度試験を試験機関で受けて、合格の報告書とともに登録の更新をする必要があります。

D J Kでは、

- ・三年暴露試験の試験所の代理申請
- ・DOT番号取得の代理申請(アメリカ代理店経由)
- ・AMECAへの代理申請

を行っています。

※ANSI Z26.1の試験所は紹介のみとなります。